

令和 8 年度 平戸市介護職員初任者研修課程開催要綱

【目的】

急速に進行する少子高齢化社会の到来により、福祉サービスの充実及び必要性は年々高まるばかりです。訪問介護員等介護に従事する方々の育成は急務であります。

今回の介護員養成初任者研修課程では、介護職としての知識や技術を習得し、平戸市における介護職員の資質の向上及びその人材育成を目的に開催します。

主 催 社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

後 援 平戸市

参加対象 平戸市・佐世保市・松浦市及び北松浦郡に在住し、満 18 歳以上の方で、介護職として今後従事が期待できる方の中から次の方を除きます。

- ① 平成 25 年 4 月 1 日改正前の介護保険施行規則第 22 条 23 に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び訪問介護員養成研修 2 級課程修了者
- ② 看護師等(看護師及び准看護師をいう)の資格を有する者
- ③ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)第 2 号に掲げる居宅介護従事者養成研修の 1 級課程、2 級課程の修了者

受講料 35,000 円(テキスト代込)

(受講料は、研修第 1 日目の令和 8 年 9 月 2 日に受付にてお支払いください。引き換えにテキストをお渡しいたします。)

※受講料については初任者研修会の開始一週間前までに受講の取りやめの連絡があった場合にはキャンセルを認めます。ただし、初任者研修会開始一週間前まで、初任者研修開始後は返金いたしませんので、あらかじめご了承ください。

日 程 令和 8 年 9 月 2 日(水)～令和 8 年 11 月 26 日(木)までの間 21 日間(講義、演習)で実施。

※詳しい日程は、別紙の「日程表」をご参照下さい。

開催場所 平戸市社会福祉センター

〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町 1466 番地 (TEL 0950-22-2180)

募集人員 20 名(受講者が 10 名に満たない場合は、実施しない場合があります。)

服装 軽装でご参加ください。

使用テキスト 介護職員初任者研修テキスト(一般社団法人長寿社会開発センター発行)

受講の決定 受講が決定した者には、受講決定通知書を送付します。(定員等により受講ができない場合は、受講不決定通知書を送付します。)

修了証書 全科目を受講し、更に科目ごとの筆記試験並びに初任者研修最終日の修了評価(筆記試験)に合格することにより、「修了証書」が授与されます。(筆記試験の合格基準等は、初任者研修初日に連絡いたします。)

受講の確認 受講者には、次のいずれかの書類を初任者研修初日に持参し、受講者本人の確認を行います。確認がとれない場合は、受講を取り消す場合があります。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出 ②住民基本台帳のカードの提示
- ③在留カードの提示 ④健康保険証の提示 ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示 ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示

※尚、受講者確認の為、②～⑧までの証明書の写しをご提出いただく場合があります。

欠席者の取り扱い

理由の如何にかかわらず、早退並びに遅刻した場合は欠席とします。また、1科目でも欠席がある場合は、修了は認めません。

補講について

研修の一部を欠席した方で、補講を希望される方は、別途協議の上補講を実施するものとします。

受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消す場合があります。なお、受講を取り消した場合でも、当該受講者へは受講料の返還は行いません。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 虚偽または不正な手段により、受講の申し込みを行った者

参加申込及び問い合わせ

参加を希望する方は、別紙参加申込書に必要事項記入の上、平戸市社会福祉協議会に令和8年8月14日(金)までに、郵送・FAX(着信確認)・電子メール(着信確認)にてお申込みください。開催要綱・日程表・参加申込書等は、本会本所又は支所で配布しているほか、本会のホームページ(<http://sha-kyo.net>)よりダウンロードできます。

【申込先】

〒859-5121 平戸市岩の上町 1466 番地

社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会 宛

TEL : 0950-22-2180 FAX : 0950-22-3175

E-mail : hirado@sha-kyo.net